

LCAとしての
インターネット媒介者の結果責任/対応責任/現実の悪意
3D analysis of Internet Intermediary's Liability/Responsibility/Actual
Knowledge-Least Cost Avoider

高橋郁夫
駒澤綜合法律事務所/(株)ITリサーチ・アート



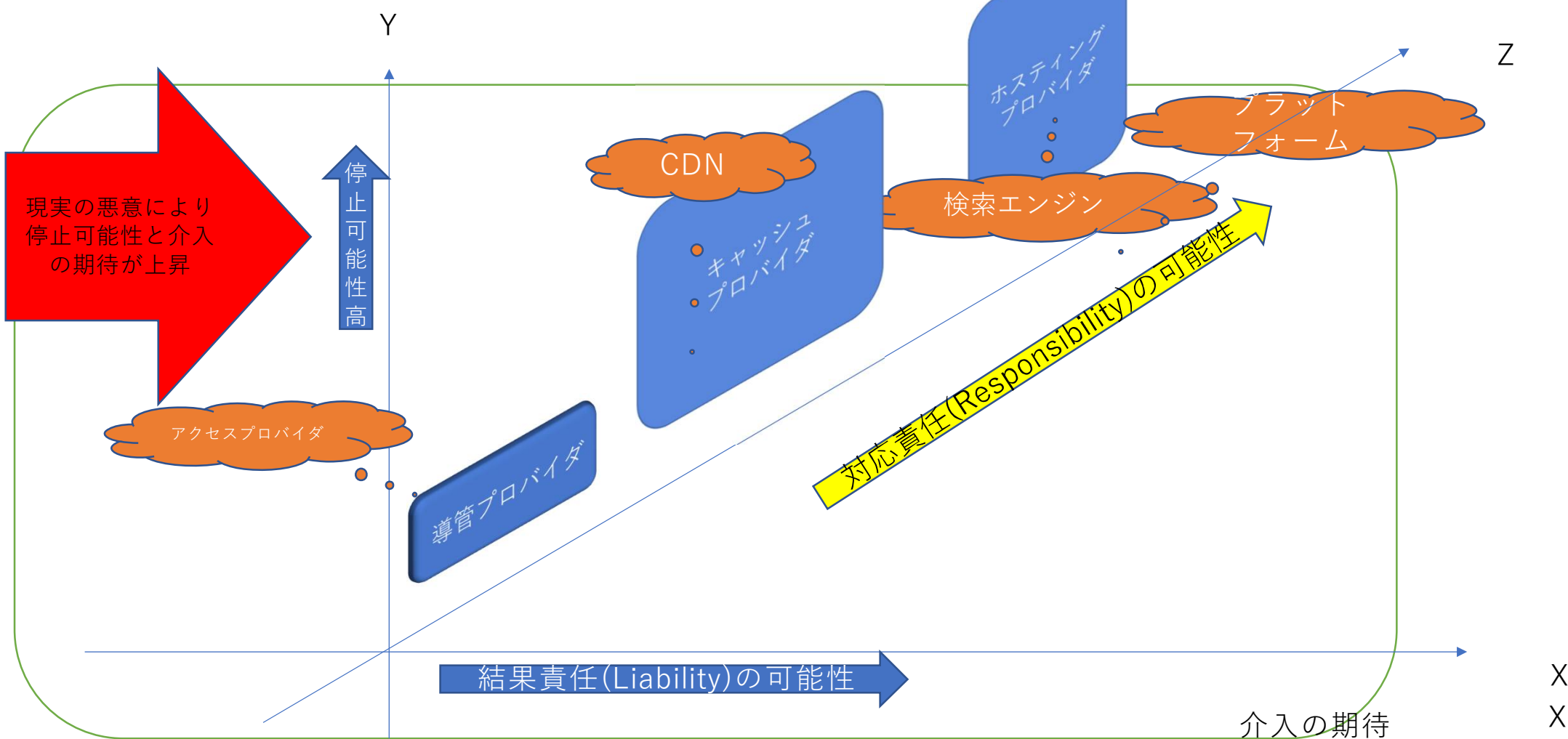
インターネット媒介者の結果責任(Liability)

インターネットの第三者間の通信を伝達し、または、促進するものであって、インターネットにおいて、第三者によって行われるコンテンツ、製品、サービスにたいして、アクセスさせ、ホストし、送信し、指し示す、もしくは、インターネットのサービスを第三者に提供するもの

おこなった行為、もしくは、なすべきであったのになさなかった不作為について損害賠償責任を負いうる場合をいう

善良な市民は、違法行為に加担したり、手助けしたりをしたいとは思わない

インターネット媒介者の結果責任(Liability)-現実の悪意時

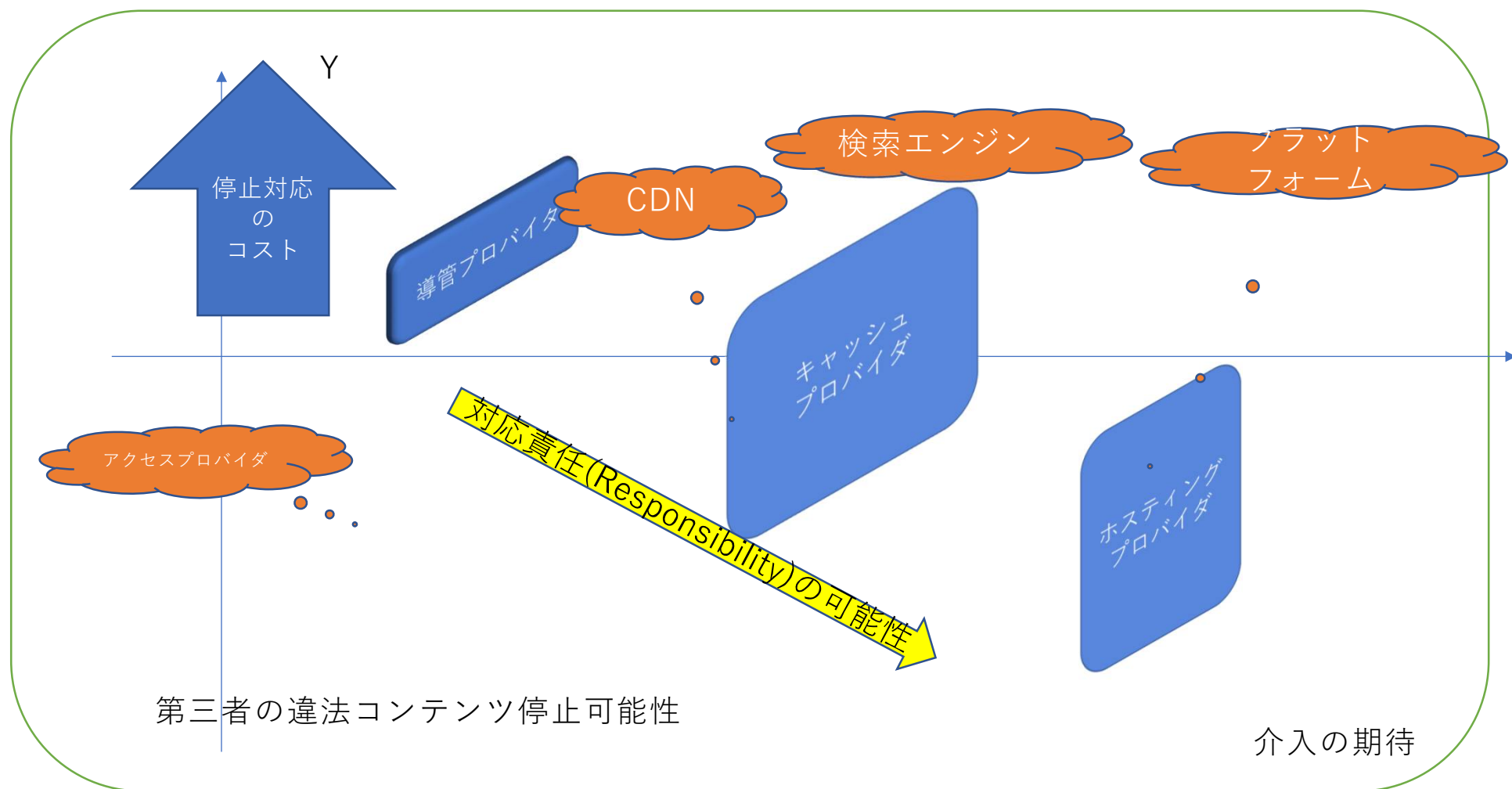


インターネット媒介者の対応責任(Responsibility)-最小費用回避者(Least Cost Avoider)

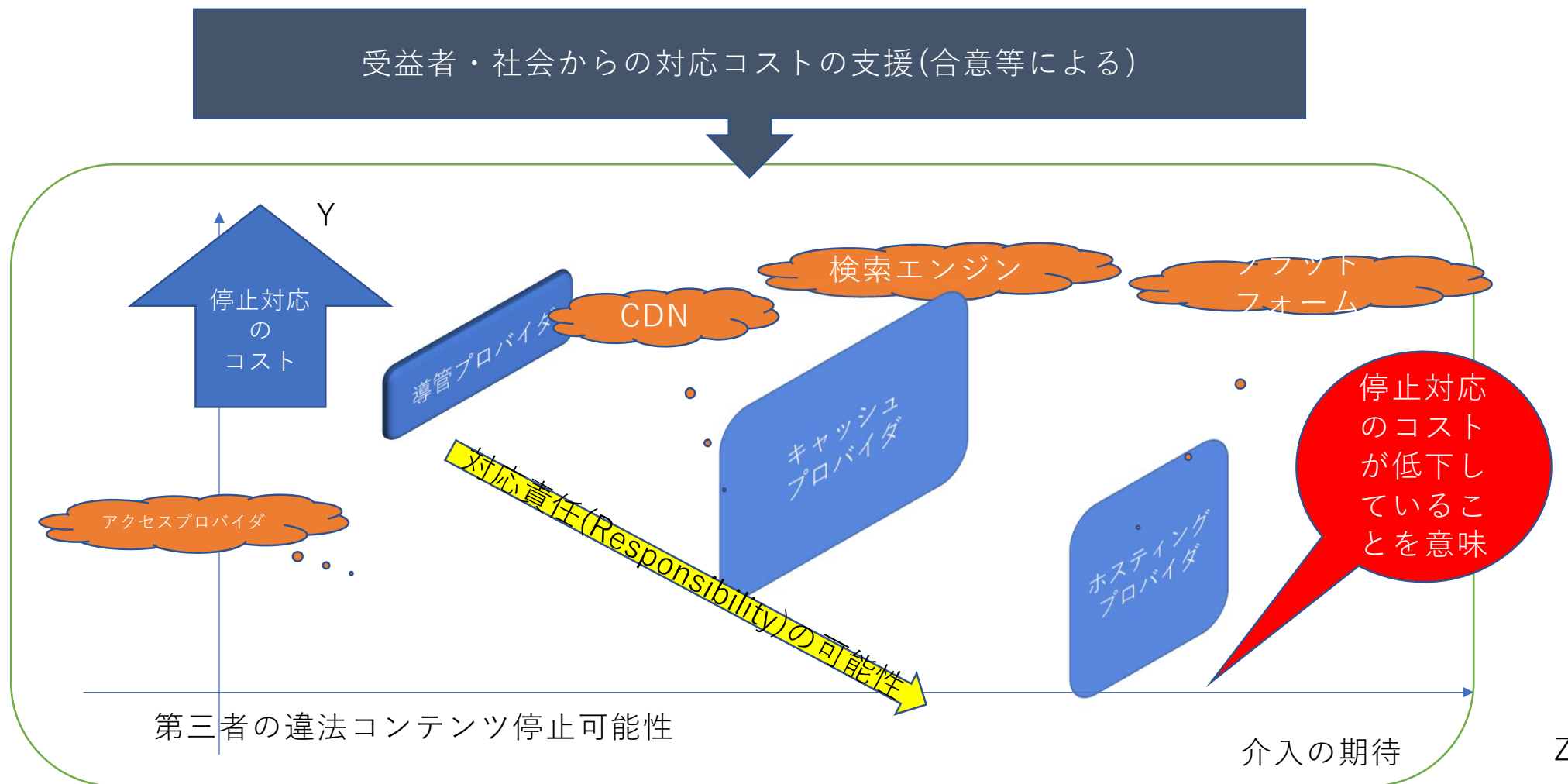
善良な市民は、違法行為に加担したり、手助けしたりをしたいとは思わないことから、対応すべき行為をどう考えるのか-対応するのは、当然でしょ/違法とはされないよね

被害を受けたものをもっとも費用がすくなくで被害を減少しうる立場にある者

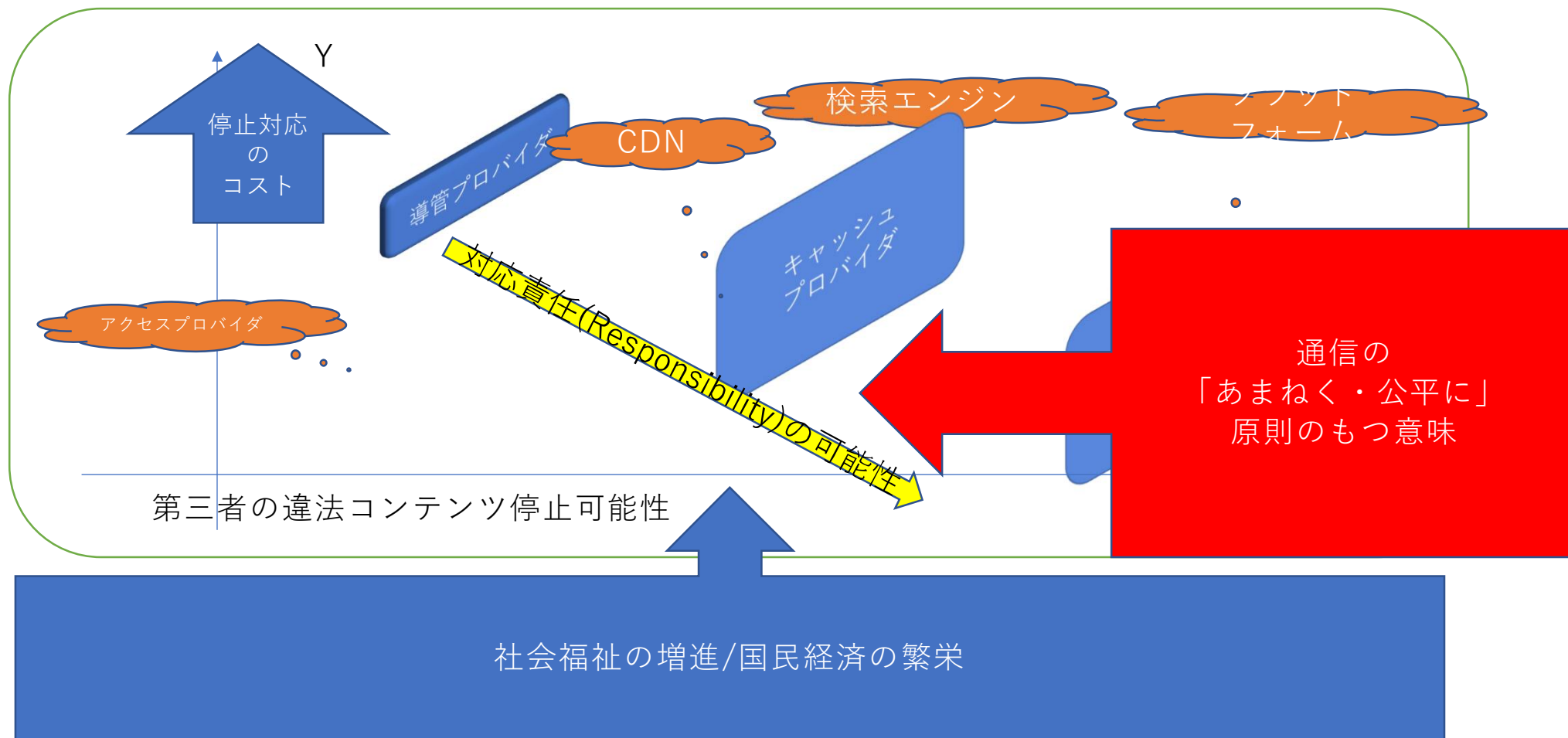
インターネット媒介者の対応責任 (Responsibility) - 最小費用回避者 (Least Cost Avoider)



インターネット媒介者の対応責任(Responsibility)-最小費用回避者(Least Cost Avoider)



インターネット媒介者の対応責任 (Responsibility) - 最小費用回避者 (Least Cost Avoider)



NTT脅迫電報事件(大阪地判H16.7.7 大阪高判H17.6.3)と 電気通信事業法25条(提供義務)

通信の
「あまねく・公平に」
原則のもつ意味

法34条の「正当な理由」(当時)-電気通信役務の提供をすることが不可能なとき、あるいは、役務を提供することが将来の電気通信役務の確実かつ安定的な提供の妨げとなるときをいう

- 〈1〉天災、地変、事故等、
- 〈2〉契約約款に違反する条件で役務を受けようとする者等
- 〈3〉その申込みを承諾することにより他の利用者に著しい不便をもたらす場合
- 〈4〉正常な企業努力にもかかわらず、需要に対して速やかに応ずることができない場合等、

社会福祉の増進/国民経済の繁栄